

アジア太平洋都市サミット規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この組織の名称は、アジア太平洋都市サミット（英文名 Asian-Pacific City Summit 以下「都市サミット」という。）という。

(目的)

第2条 都市サミットは、都市化の進展に伴い発生する都市問題の解決に向け、アジア太平洋地域の諸都市が、都市の連携とネットワークの構築を目指すことにより、アジア太平洋地域の一層の発展と世界の恒久平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 都市サミットは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 市長会議の開催

(2) 実務者会議の開催

(3) その他都市サミットの目的を達成するために必要な事業

第2章 会員都市

(会員都市)

第4条 都市サミットの会員都市は、別表のとおりとする。

(代表者)

第5条 会員都市の代表者は、原則として市長又は市長相当職とする。

(加入)

第6条 都市サミットに新たに加入しようとする都市は、文書により、事務局に申請する。

2 事務局は、前項の申請について、その受理後最初に開かれる市長会議に付議する。

3 会員の資格は、市長会議における承認の日から効力を生じる。

(脱退)

第7条 会員都市は、事務局に、脱退を文書で申し出ることにより、脱退することができる。

2 脱退の効力は、事務局が前項の規定による申し出を受理した日から起算して30日を経過した日をもって生じる。

3 会員都市は、都市サミットを脱退した場合においても、この規約に基づき脱退前に負うこととされた義務については、脱退後も誠実にこれを履行しなければならない。

第3章 市長会議

(市長会議)

第8条 市長会議は、原則として、2年に1回開催する。

2 市長会議は、開催都市の代表者が招集する。

(構成)

第9条 市長会議は、会員都市の代表者をもって構成する。

2 市長会議には、会員都市の代表者が出席することを原則とする。ただし、代表者本人が出席できない会員都市は、代表者が他の者に権限を委譲し、出席させることができる。

3 会員都市以外の都市であっても、会員都市の紹介により、オブザーバーとして市長会議を傍聴することができる。

(権限)

第10条 市長会議の権限は、次のとおりとする。

(1) 規約の改廃

(2) 新規加入の承認

(3) 市長会議及び実務者会議開催都市の決定

(4) その他都市サミットの運営についての重要な事項の決定

(議長)

第11条 市長会議の議長は、原則として開催都市の代表者が務める。

(定足数及び議決方法)

第12条 市長会議の定足数は、全会員都市の2分の1とする。

2 市長会議の議決は、原則として、出席会員都市の過半数の賛成により議決する。

(経費)

第13条 市長会議の開催に関する経費は、開催都市の負担とする。

2 市長会議の出席に関する経費（渡航費及び滞在費）は、出席都市の負担とする。ただし、開催都市が、その判断により当該経費の一部を負担することを妨げない。

(開催都市の決定)

第14条 市長会議の開催を希望する会員都市は、事務局へ申請する。

2 事務局は、前項の申請について、その受理後最初に開かれる市長会議に付議する。

第4章 実務者会議

(実務者会議)

第15条 実務者会議は、原則として、2年に1回開催する。

2 実務者会議は、開催都市の代表者が招集する。

(構成)

第16条 実務者会議は、会員都市の実務者をもって構成する。

2 会員都市以外の都市であっても、会員の紹介により、オブザーバーとして実務者会議を傍聴することができる。

(権限)

第17条 実務者会議は、市長会議で決定された合意事項の実現を図るために協議を行う。

2 実務者会議の結果は、原則として、実務者会議の開催都市が市長会議に報告する。

(議長)

第18条 実務者会議の議長は、原則として開催都市が選出する者が務める。

(経費)

第19条 実務者会議に関する経費は、第13条の規定を準用する。

(開催都市の決定)

第20条 実務者会議の開催都市の決定に関しては、第14条の規定を準用する。

第5章 事務局

(事務局)

第21条 都市サミットの事務局は福岡市に置く。

2 事務局の運営に要する経費は、福岡市が負担する。

3 事務局は、次の事業を行う。

(1) 会員都市間の連絡及び調整

(2) 市長会議、実務者会議、その他都市サミットの事業に関する連絡、調整及び支援

(3) 各種会議の記録や都市サミットの運営に関する情報の保管及び提供

(4) 都市サミットの運営全般に関する調査及び研究

(5) その他、都市サミットの運営に関する事項

4 その他、事務局の運営に関し必要な事項は、福岡市が別途定める。

附 則

この規約は、2002年8月31日から施行する。

附 則

この規約は、2008年9月29日から施行する。

附 則

この規約は、2010年9月30日から施行する。

別表

オークランド市(ニュージーランド)

バンコク市(タイ王国)

ブリスベン市(オーストラリア)

釜山広域市(大韓民国)

大連市(中華人民共和国)

福岡市(日本国)

広州市(中華人民共和国)

ホーチミン市(ベトナム社会主義共和国)

香港特別行政区政府(中華人民共和国)

ホノルル市(アメリカ合衆国)

イポー市(マレーシア)

ジャカルタ特別市(インドネシア共和国)

鹿児島市(日本国)

北九州市(日本国)

クアラルンプール市(マレーシア)

熊本市(日本国)

マニラ市(フィリピン共和国)

宮崎市(日本国)

長崎市(日本国)

那霸市(日本国)

大分市(日本国)

佐賀市(日本国)

上海市(中華人民共和国)

シンガポール共和国

ウルムチ市(中華人民共和国)

ウラジオストク市(ロシア連邦)

濟州特別自治道(大韓民国)

浦項市(大韓民国)

光陽市(大韓民国)